

保護者のみなさまへ

就学援助制度について（お知らせ）

令和8年2月12日
入学説明会配布資料
日吉津村教育委員会事務局

日吉津村では、小学校に通学する子どもたちが学校で安心して勉強できるよう、保護者の方に教育費（学用品費、給食費など）を援助する制度を設けています。

援助が受けられるのは、経済的な事情で教育費の支払に困っておられる方で、家庭の状況、家族の人数、収入の額によって年度ごとに認定します。

令和8年度の就学援助（準要保護児童認定）を希望される方は、学校または日吉津村教育委員会事務局にご相談の上、申請書を令和8年3月6日（金）までに学校へ提出してください。なお、年度中途の申請についても随時相談を受け付けています。

1. 援助対象の方

日吉津小学校の児童及び新入学児童の保護者で、認定基準を満たす方（区域外就学の場合は、日吉津村及び住所地での申請が必要です。）

表1 令和7年度の基準額の目安です。世帯全員（収入のない未成年を除く）の総収入額で比較します。

世帯人数	家族構成	基準額	左記の基準額は大体の目安です。世帯構成や家族の年齢、借家・持家などにより金額が異なります。
2人	親1人、小学生1人の場合	270万円	
3人	親1人、中学生、小学生1人の場合	370万円	
4人	両親、中学生、小学生1人の場合	410万円	
5人	両親、中学生、小学生1人、4歳の場合	480万円	

※基準額との比較は、以下の式で確認できます。

所得課税証明書の収入	－	控除額	=	基準額比較額
給与及び公的年金等の収入 (所得金額ではありません)		社会保険料、生命保険料、地震保険料、基礎控除額 (家や車等のローンは考慮されません)		表1の基準額に満たない場合

基準額を越している場合でも、生計維持者が長期療養や、失業等の特別な事情により経済的に困窮している方は認定される場合がありますので、学校又は教育委員会事務局まで随時ご相談ください。

うら面をご覧ください

2. 令和8年度 就学援助費の主な内容及び支給方法等

項 目	支給額(年額)	支給方法等
新入学児童学用品費等 ※支給対象となるのは4月認定までです。	64,300円	1月認定までは、入学前の3月下旬までに保護者口座へ振込み。 2月～4月認定は認定後、4月以降5月下旬までに保護者口座へ振り込み。
学用品費等(1年生を除く)	13,900円	年3回に分割し、保護者口座へ振り込み。 (各学期後8月、1月、3月)
給食費	保護者負担額	学校給食費会計へ直接支払い。
学校保健安全法に基づく疾病の治療に係る医療費 ・トラコーマ及び結膜炎 ・白癬、疥癬及び膿痂疹 ・中耳炎 ・慢性副鼻腔炎及びアデノイド ・う歯(むし歯) ・寄生虫病(虫卵保有を含む)	保護者負担額	医療券により、医療機関が村に直接請求。 医療券の発行については、学校養護教諭に相談してください。
校外生活費(宿泊なし)	保護者負担額	バス・電車等の乗車体験運賃、スキー教室(リフト・ウェア料)、特別支援学級の乗馬体験等、校外生活活動に要した費用 各学期分の学用品費と合わせて保護者口座へ振り込み。
修学旅行費(6年生参加者)	保護者負担額	学校長へ委任払い。
長期宿泊(5年生セカンドスクール参加者)	保護者負担額	学校長へ委任払い。
金管バンド遠征費(参加者)	保護者負担額	学校長へ委任払い。
人材育成交流事業(沖縄県)	保護者負担額	教育長へ委任払い。

※上記の表は令和8年2月現在の項目及び支給予定額です。今後変更する場合があります。

【問い合わせ先】

日吉津村教育委員会事務局
教育総務室(ヴィレステひえづ内)
電話:0859-27-5956